

～お知らせ～

令和6年度から

P R T R届出・化学物質管理目標等の報告

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条に基づく報告)

の対象化学物質が変わります！

具体的には何が変わるの？

◆**第一種指定化学物質が462物質から515物質に変更**

(うち特定第一種指定化学物質は15物質から**23物質**に変更)

詳細は経済産業省ホームページ「対象化学物質について-物質一覧表-」
をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html



※「化管法施行令改正に伴う神奈川県生活環境保全条例第42条の報告の
注意点について」を要確認！！

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/kakanhou_kaisei2_42.html

◆**様式が変更**

化学物質の番号について、政令番号ではなく**管理番号**を入力するよう様
式が改正されました。**必ず新様式での提出**をお願いいたします。

↓届出・報告方法等はこちらから

【P R T R届出】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/prtr_todokede.html



【化学物質管理目標等の報告】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_42.html

